

平成22年 月 日

国土交通省・国土地理院・農林水産省 等あて  
都道府県知事・政令指定都市長 等あて

殿

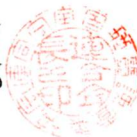
建設産業共同教育訓練協議会  
会長 才賀 清二郎



建設コンサルタント協同組  
理事長 須山 富



(社)全国地質調査業協会連合会  
会長 瀬古 一郎



(社)全国建設コンサルタント業協会連合会  
会長 齋 秀



## 要 望 書

当組合は、昭和37年8月に建設省の示唆を受けて設立した、中小規模の建設コンサルタント業者の全国組合です。

私共は、発注者のニーズに最適な役務を提供するためには、中小建設コンサルタントの技術の結集によってこそ適切な技術サービスと良質な成果品の納入が出来るものと思料しております。

そこで、平成16年度以来（財）建設業振興基金から建設産業構造改善事業助成事業の補助金を受け、中小建設コンサルタント業者の「設計共同体（JV）方式による共同受注のあり方」の検討と研究を重ね、同方式による「実施要領」等を作成するなど環境変化への対応をして参りました。

併せて、平成19年には「中小建設コンサルタント業の活路開拓ビジョン」を策定し、従前にも増して中小建設コンサルタント業である組合員同士が互いに協力・補完・連携して技術向上・経営改善に努めてきました。

更に、平成21年夏には、土木設計の定形業務が瑕疵無く円滑に履行できるテクニカル・エンジニアの資格として「土木設計技士」資格試験を全国9カ所において実施し、517人の合格者を得ました。本年7月には第2回目の資格試験を、前年同様に全国9カ所において実施しました。

これら自己努力している地元中小建設コンサルタント業者が、地域の安全確保・災害復旧等に貢献し、さらに雇用を維持して地元経済を活性化させている意義をお認め頂き、何とぞ下記の事項について特段のご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

代表団体

建設コンサルタント協同組合  
理事長 須山富直

## 記

1. 建設コンサルタント業務の発注にあたっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年6月30日法律第97号）に基づき平成21年6月に閣議決定された「平成22年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に準じ、発注総額の41.0%に相当するコンサルタント業務を、地元中小建設コンサルタント業者へ発注をお願いします。
2. 設計施工一括方式は、建設コンサルタントが建設会社の下流となる契約方式とならないようご配慮をお願いします。
3. 主として定形業務を業とする建設コンサルタント業にランク制を設けるとともに、300万円以下の発注については、原則として地元中小建設コンサルタントを優先活用するようお願いします。
4. 建設コンサルタント業務のいわゆる低価格入札については、「低入札価格調査制度」を速やかに取り入れ、不適格業者に対する厳正な処分を行うようお願いします。
5. 建設コンサルタント業務の発注には、行すぎた実績偏重主義と技術士偏重主義を改め、中小建設コンサルタントに過重な負担をかけないようお願いします。
6. 品質を確保するため、履行期間の適切な設定と納期が年度末に集中しないよう、発注の平準化をお願いします。
7. 一般競争入札制度の導入は徒に中小建設コンサルタントの健全な成長と発展を阻害するものであり、経済社会にとっても多大な損失を招くものです。中小規模の発注案件については指名競争入札方式を維持されるようお願いします。

### 「共同設計方式」

8. 建設コンサルタント業務の発注にあたっては、国と同様に中小建設コンサルタント業者同士のJVを認めるとともに、中央大手への発注に際しては地元中小とのJVを条件とするようお願いします。  
特に、プロポーザルについては原則として、地元とのJVを条件とするようお願いします。

### 「土木設計技士」

9. 土木設計技術者（テクニカル・エンジニア）の資格を認め、定形業務等の土木設計の業務が円滑に受託できる制度の創設を検討するようお願いします。